附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年九月一日から施行する。

（令第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶に関する経過措置）

2　令第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶は、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二に規定するもののほか、平成二十八年一月一日以後平成三十二年十二月三十一日以前に建造に着手された船舶であつて、かつ、スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する船舶であつて、船舶の長さが二十四メートル以上で総トン数五百トン未満のものとする。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

3　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則目次の改正規定中「放出量確認」を「窒素酸化物の放出量に係る放出基準、放出量確認」に改め、第一条の二の改正規定の次に次のように加える。

第一条の二の二を第一条の二の二十とする。

○国土交通省令第二号　環境省令第二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十六第一項第二号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

環境大臣　望月　義夫

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省令第三号）環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八項を第十三項とし、同条第七項中「第四項」を「第七項」に改め、「及び自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船」を削り、同項を同条第十二項とし、同項の前に次の二項を加える。

10　この省令において「ロールオン・ロールオフ貨物船」とは、自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船をいう。

11　この省令において「自動車運搬船」とは、ロールオン・ロールオフ貨物船のうち、二層以上の甲板を有し、かつ、専ら自動車のみを貨物として運送するものをいう。

第一条中第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、同条第三項中「（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。）、タンカー等及び液化ガスばら積船」を「、タンカー等、液化ガスばら積船及び液化天然ガス運搬船」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　この省令において「液化天然ガス運搬船」とは、専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶であって、指標確認対象船舶であるものをいう。

第一条第二項中「もの」の下に「（次項に規定する液化天然ガス運搬船を除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項中「二酸化炭素放出抑制対象船舶（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十九条の二十六第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされた船舶を除く。以下「指標確認対象船舶」という。）」を「指標確認対象船舶」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この省令において「ロールオン・ロールオフ旅客船」とは、自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する旅客船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。以下同じ。）であって、二酸化炭素放出抑制対象船舶（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十九条の二十六第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされた船舶を除く。以下「指標確認対象船舶」という。）であるものをいう。

2　この省令において「クルーズ旅客船」とは、貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船であって、指標確認対象船舶であるものをいう。

第二条の表中第八号を第十四号とし、第七号を第十三号とし、同号の前に次の三号を加える。

十　ロールオン・ロールオフ貨物船（自動車運搬船に該当するものを除く。）	
Dwが二千トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$1334.8925Dw^{-0.089}$以下であること。
Dwが一千トン以上二千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値が$1405.15Dw^{-0.089}(1-0.05\frac{Dw-1000}{1000})$以下であること。
Dwが一千トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
十一　自動車運搬船（DwをGtで除した値が〇・三未満であるものに限る。）	
Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$741.342Dw^{-0.471}(\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}$以下であること。
Dwが一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
十二　自動車運搬船（前号に掲げるものを除く。）	
Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$1721.9985Dw^{-0.471}$以下であること。
Dwが一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

第二条の表中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六　液化天然ガス運搬船	
Dwが一万トン以上	二酸化炭素放出抑制指標の値が$2028.33Dw^{-0.472}$以下であること。
Dwが一万トン未満	二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。